

伊予市・中山町・双海町合併協議会

# 第7回合併協議会

## 会議資料

日時 平成16年8月12日(木)午後2時~

場所 中山町農業総合センター 2階 中ホール

郷



# 伊予市・中山町・双海町合併協議会

## 第 7 回 協 議 会 次 第

日 時 : 平成16年8月12日(木) 14:00~

場 所 : 中山町農業総合センター 2階 中ホール

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 議 題

#### (1) 協 議

協議第23号 財産及び債務の取扱いについて

協議第24号 一部事務組合等の取扱い(その2)について

協議第25号 公共的団体等の取扱いについて

協議第26号 補助金、交付金等の取扱いについて

協議第27号 各種事務事業(人権関係)の取扱いについて

協議第28号 各種事務事業(保健関係)の取扱いについて

#### (2) その他

第8回伊予市・中山町・双海町合併協議会の日程について

### 4 閉 会

協議第 2 3 号

財産及び債務の取扱いについて

財産及び債務の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 6 年 8 月 1 2 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会  
会長 中 村 佑

記

財産及び債務の取扱いについて
伊予市、中山町及び双海町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

平成 年 月 日確認

## 財産及び債務の取扱いについて

市町村の合併が行われた場合、財産の処分を必要とするときは、地方自治法第 7 条第 4 項において合併関係市町村が協議してこれを定めるようになっています。

原則的には、合併関係市町村が持っていた財産（土地、建物、債権、債務など）は、すべて合併後の市町村が引き継ぐこととし、公の施設（地方自治法第 244 条、244 条の 2）についても、合併後の市町村の公の施設として設置することが通例です。ただし、合併関係市町村の財産を合併市町村に引き継ぐことが適当でない特別な事情がある場合は、財産区（地方自治法第 294 条）を設置することもできます。

財産処分に係る協議については、地方自治法第 7 条第 5 項により、合併関係市町村の議会の議決を経なければなりません。

地方公共団体における財産は、地方自治法第 237 条において、「公有財産」、「物品」、「債権」、「基金」に分類されています。

公有財産は、土地や建物などの「不動産」、船舶や浮棧橋などの「動産」、地上権、鉱業権などの「物権」、特許権や著作権などの「無体財産」、株券や地方債などの「有価証券」、株式会社、有限会社などへの「出資による権利」の 7 つに区分されています。

物品とは、地方公共団体が所有する動産のうち、現金、公有財産に属する動産及び基金を除いたもので、備品や消耗品などです。

債権とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいい、一般的には特定の人が他人に一定の行為をなすよう請求することのできる権利です。

基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資産又は財産をいいます。

## 関係する主な法令（抜粋）

### 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 7 条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣がこれを定める。

第 1 項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

第 1 項、第 3 項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第1項の規定による届出を受理したとき、又は第3項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

第1項又は第3項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2～3 省略

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2～3 省略

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11 省略

第294条 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除く外、市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村及び特別区の廃置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基づく政令の定める財産処分に関する協議に基き市町村及び特別区の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの（これらを財産区という。）があるときは、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、この法律中地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。

～ 省略

## 【県内先進地事例】

### 重信町川内町合併協議会（H16.9.21 合併予定）

両町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

### 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（H16.11.1 合併予定）

2市2町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。財産区有財産は、財産区有財産としてすべて新市に引き継ぐものとする。

### 大洲喜多合併協議会（H17.1.11 合併予定）

4市町村の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

### 上島合併協議会（H16.10.1 合併予定）

4ヶ町村の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。

協議第 2 4 号

一部事務組合等の取扱い（その 2）について

一部事務組合等の取扱い（その 2）について、次のとおり確認を求める。

平成 1 6 年 8 月 1 2 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会  
会長 中 村 佑

記

一部事務組合等の取扱い（その 2）について

【一部事務組合】

- 1 松山広域福祉施設事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加入する。
- 2 伊予市が加入している松山養護老人ホーム事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に旧伊予市の区域で加入する。
- 3 中山町及び双海町が加入している伊予郡養護老人ホーム組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に旧中山町及び旧双海町の区域で加入する。

【土地開発公社】

- 4 中山町土地開発公社及び双海町土地開発公社については、所有する財産の全てを伊予市土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日をもって解散する。  
伊予市土地開発公社については、新市土地開発公社として存続する。

【第3セクター】

- 5 株式会社まちづくり郡中、有限会社栗の里なかやま、株式会社プロシ  
ーズ及び有限会社シーサイドふたみについては、現行のとおり新市に引  
き継ぎ、合併後において経営基盤の強化を図るよう指導に努めるものと  
する。

平成 年 月 日確認

## 一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合や広域連合を構成する市町村が合併を行う場合には、当該組合等の脱退、加入の手續や規約変更の手續が必要となります。  
合併関係市町村が一部事務組合や広域連合の構成市町村の一部である場合、新設合併のときは、合併関係市町村の法人格が消滅しますので、脱退及び通常は新市としての加入手続が必要となります。

### 1 一部事務組合等の現況

名 称	構 成 市 町 村	設置年月日	共 同 処 理 事 務
松山広域福祉施設事務組合	松山市、伊予市、北条市、重信町、川内町、中島町、久万町、面河村、美川村、柳谷村、小田町、松前町、砥部町、広田村、中山町、双海町	S50.8.28	特別養護老人ホーム等の設置及び運営
松山養護老人ホーム事務組合	松山市、伊予市、北条市、重信町、川内町、中島町	S28.12.12	養護老人ホーム、診療所の設置、管理及び運営に関する事務
伊予郡養護老人ホーム組合	砥部町、広田村、中山町、双海町、松前町	S34.11.25	養護老人ホームの設置、管理及び運営に関する事務
中予広域水道企業団	松山市、伊予市、北条市、重信町、川内町、松前町、砥部町、双海町	H6.1.14	水道用水供給事業の経営に関する事務
伊予地区ごみ処理施設管理組合	伊予市、松前町、双海町	S45.5.7	塵芥焼却場の設置及び管理に関する事務
内山衛生事務組合	内子町、五十崎町、肱川町、河辺村、中山町、広田村	S48.10.1	ごみ処理施設の設置及び管理に関する事務、一般廃棄物（し尿処理を除く）の処理に関する事務
伊予市松前町共立衛生組合	伊予市、松前町	S34.11.9	し尿処理場の管理運営に関する事務

名 称	構 成 市 町 村	設置年月日	共 同 処 理 事 務
大洲喜多衛生事務組合	大洲市、長浜町、内子町、五十崎町、 肱川町、河辺村、中山町、双海町、 広田村	S37.8.18	し尿処理施設の設置及び管理に関する事務、し尿及び浄化槽にかかる汚泥に関する事務
伊予消防等事務組合	伊予市、松前町、砥部町、 広田村、中山町、双海町	S47.9.13	消防事務（消防団及び消防水利に関する事務は除く。） 火葬場伊豫地区広域斎場の設置、管理及び運営に関する 事務等
伊予市外三カ町村共有物組合	伊予市、砥部町、松前町、広田町	M24.1.13	旧大洲藩領における郡中貯と称して救荒予備のため積 立てた共有財産の増殖、維持管理及び処分に関する事務 等
愛媛県市町村職員退職手当組 合	北条市、川之江市、伊予市、東予市、 県下全町村、42一部事務組合	S32.7.5	組合市町村（一部事務組合含む）の職員の退職手当に関 する事務
愛媛県消防団員等災害補償退 職報償金組合	大洲市、川之江市、伊予三島市、伊予 市、北条市、東予市、県下の全町村及 び9一部事務組合	S27.4.1	非常勤消防団員に係る損害補償、非常勤消防団員に係る 退職報償金の支給等に関する事務
愛媛県町村議会議員公務災害 補償等組合	県下全町村	S43.1.13	町村の議会の議員の公務上の災害又は通勤による災害 に対する補償に関する事務
愛媛県自治会館管理組合	県下全町村	S27.3.7	愛媛県自治会館の管理に関する事務
愛媛県市町村交通災害共済組 合	県下全町村	S44.4.1	日本国内で交通事故により災害を受けた組合市町村の 住民、又はその遺族の生活の共済に関する事務

## 2 機関等の共同設置

名 称	構 成 市 町 村	設置年月日	共 同 処 理 事 務
松山地区広域市町村圏協議会	松山市、伊予市、北条市、中山町、双海町、重信町、川内町、中島町、久万町、面河村、美川村、柳谷村、小田町、松前町、砥部町、広田村	S47.3.1	構成団体の所在する地域の特性に応ずる産業の振興、住民の生活環境の近代化及び広域的かつ総合的な振興整備
伊予地区介護認定審査会	伊予市、松前町、砥部町、中山町、双海町及び広田村	H12.4.1	関係市町において共同設置し、介護認定に係る公平・中立な審査を行う。

## 3 土地開発公社

名 称	設置年月日	出資金	目 的	役 員 構 成
伊予市土地開発公社	S48.6.11	5,000 千円	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与する。	理事長：市長 常務理事：助役 理事：市議会議員 4 人、課長 3 人 監事：監査委員、収入役 役員の任期：2 年
中山町土地開発公社	S48.5.12	5,000 千円	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与する。	理事長：町長 常務理事：助役 理事：町議会議員 5 人、課長 3 人 監事：町議会議員 1 人、収入役 役員の任期：2 年
双海町土地開発公社	S49.3.15	5,000 千円	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与する。	理事長：町長 常務理事：助役 理事：町議会議員 4 人、収入役、課長 3 人 監事：監査委員 2 人 役員の任期：2 年

4 第3セクター

名 称	市 町 村	設置年月日	出 資 額	事 業 目 的
株式会社まちづくり郡中	伊予市	H13.9	20,000 千円	<p>共同店舗、集合店舗等、商業施設の企画、建設及び管理、運営            駐車場、会議施設、コミュニティーホール等の商業基盤施設の            企画、建設及び管理、運営            中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一            体的推進に関する法律による指定を受けた中心市街地の街並み            整備 協定に基づく店舗等の建て替え、改修の受託、委託及び            コンサルタント業務            商業等の振興を図るための経営、技術、財務等の指導及び情報            の提供業務            商店街、商店の販売促進のための共同事業に関する企画、調査、            設計、運営及び業務の受託            市場調査、広告及び宣伝業務            各種イベントの企画、運営            情報処理サービス並びに情報提供サービス            タウン情報誌（紙）印刷物の企画、制作及び出版並びに販売業            務            土地建物の有効利用に関する企画、調査、設計、及びコンサル            タント業務            等全25項目における商店街や中心市街地等の活性化に資する各            種まちづくりに関する業務</p>

名 称	市 町 村	設置年月日	出 資 額	事 業 目 的
有限会社栗の里なかやま	中山町	H16.1	62,900 千円	<p>農林産物を活用した特産品の研究  特産物の普及宣伝及び販売  農林産物生産者及び商工業者に対する振興の係る啓蒙及びこれらの産業の振興  観光事業の企画及び推進  郷土料理及び特産品の普及宣伝及び販売  音楽、演劇、スポーツ等各種イベントの企画運営及び業務の請負  農林産物を活用した制作、加工体験機会  農林産物を活用した特産品の研究開発並びに展示宣伝及び販売</p>
株式会社プロシーズ	中山町	H6.5	70,000 千円	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 森林の保全に関する業務 森林の間伐、下刈、林材搬出</li> <li>2 林産物の生産、加工、販売に関する業務</li> <li>3 農林業基盤整備に関する業務 林内作業路の開設</li> <li>4 農作業の受託に関する業務 そばの生産振興に伴う刈取り、乾燥調製業務 たばこ共同乾燥施設及びライスセンターへの作業員派遣業務 一般農家の作業受託</li> <li>5 農作業振興関連施設の受託管理に関する業務</li> <li>6 その他各号に付帯する一切の業務</li> </ol>

名 称	市 町 村	設置年月日	出 資 額	事 業 目 的
有限会社シーサイドふたみ	双海町	H7.2	12,500 千円	農林産物を活用した特産品の研究 特産物の普及宣伝及び販売 農林産物生産者及び商工業者に対する振興の係る啓蒙及びこれ らの産業の振興 観光事業の企画及び推進 観光物産品・民芸品の生産・加工販売事業 宅配・日曜市・各種イベントの企画・運営及び業務の請 負 夕日のミュージアム及び施設の管理運営 前各号に付帯関連する一切の事業

## 5 土地開発公社の取扱い

公有地の拡大の推進に関する法律(以下「公拡法」という。)第10条第1項において「地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。」と定められています。

市町村が土地開発公社を設立しようとする場合は、議会の議決を経て定款を定め、都道府県知事の許可を受けなければなりません(公拡法第10条第2項)。また、土地開発公社が定款の変更(一部事項を除く。)をする場合(公拡法第14条第2項)や解散する場合(公拡法第22条第1項)は、設立団体の議会の議決を経て都道府県知事の許可を受けることが必要とされており、解散した場合に残余財産があるときは、定款の定めるところにより分配しなければならないとされています(公拡法第22条)。

なお、公拡法第23条において準用する民法第73条により、解散した土地開発公社は、清算の目的の範囲内において、その清算が終了するまで、なお存続するものとみなされます。

市町村合併を行う場合は、これらの土地開発公社の統廃合について検討する必要があります。これは、土地開発公社が公拡法に基づき設立される特別法人であり、土地開発公社の業務である土地の取得、管理、処理等は総合的・一体的に処理することが望ましいことから、1地方公共団体1公社が原則であるとされているからです。

土地開発公社の統廃合については、公拡法に特別の規定がないため、解散の規定(公拡法第22条)等を用いて、手続を進めることとなります。

### 【事 例】

A町とB町が合併し、新たにC市を設立する場合で、A町にA町土地開発公社、B町にB町土地開発公社があるとき、2つの土地開発公社の統廃合の方法については、次の2つの方法が考えられます。

- |   |
|---|
| <p>(1) B町土地開発公社を解散するとともに、A町土地開発公社を定款変更により新市のC市土地開発公社として存続する。</p> <p>(2) A町土地開発公社とB町土地開発公社を解散して、新しく新市のC市土地開発公社を設立する。</p> |
|---|

実務的には(1)の方法が簡便であると考えられるため、先進地の事例でもこの方法が取られているようです。

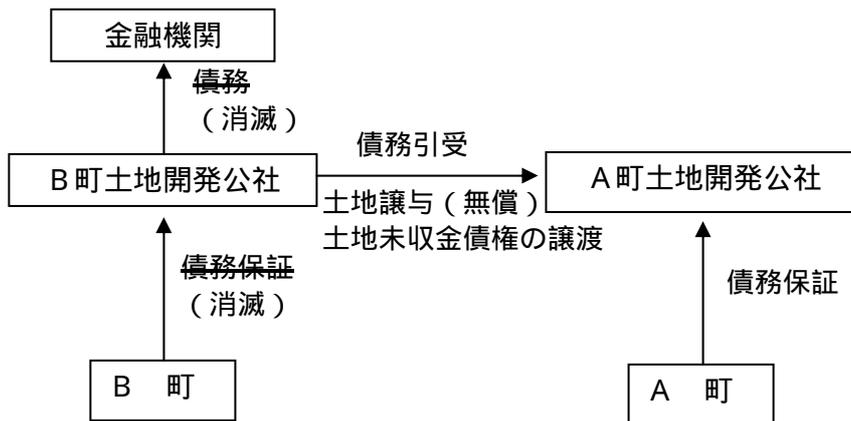
B町土地開発公社を解散するとともに、A町土地開発公社を定款変更によりC市土地開発公社にする場合(B町土地開発公社の解散は合併日前日とし、清算完了は合併後となります。)保有する土地等を無償で譲渡する方法と有償で譲渡する方法の2つの方法があります。

ケース1(土地を無償譲渡する場合)

B町土地開発公社の持つ金融機関に対する債務を金融機関の同意を得て、存続するA

町土地開発公社が引き受け、その際にB町土地開発公社の持つ金融機関への債務に対するB町の債務保証を消滅させるとともに、債務を引き受けたA町土地開発公社に対して、A町がその相当分につき新たに債務負担行為を定め、A町が債務保証をします。

同時にB町土地開発公社は、B町土地開発公社の保有土地をA町土地開発公社に無償譲渡します。また、同時にB町に対する土地未収金債権を存続するA町土地開発公社に譲渡します。

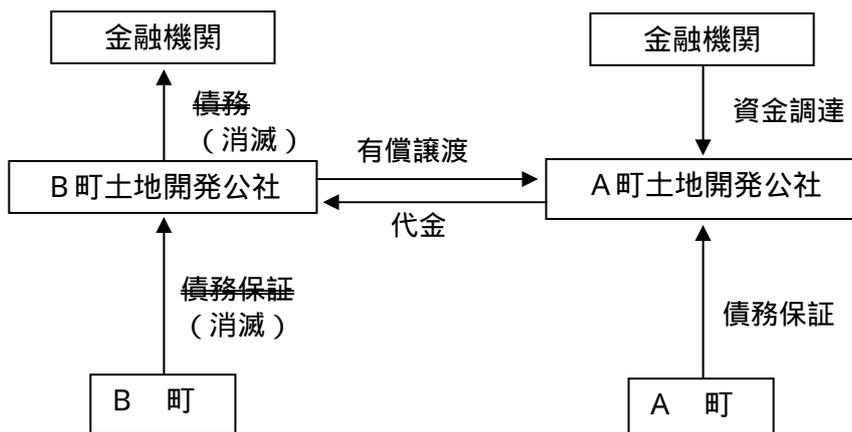


#### ケース2（土地を有償譲渡する場合）

A町は、債務負担行為で定め、A町土地開発公社に対して債務保証（B町土地開発公社の保有土地を購入すべき資金相当分）を行います。

債務保証を受けたA町土地開発公社は、B町土地開発公社の保有する土地の購入資金を金融機関から調達し、B町土地開発公社の土地を購入します。

B町土地開発公社は、譲渡資金をもって金融機関へその借入金を弁済します。



いずれの場合にも、A町が新たに債務保証した債務者の立場及びB町が新たに債務保証をした債務者の立場は、合併後当然、新市に引き継がれます。

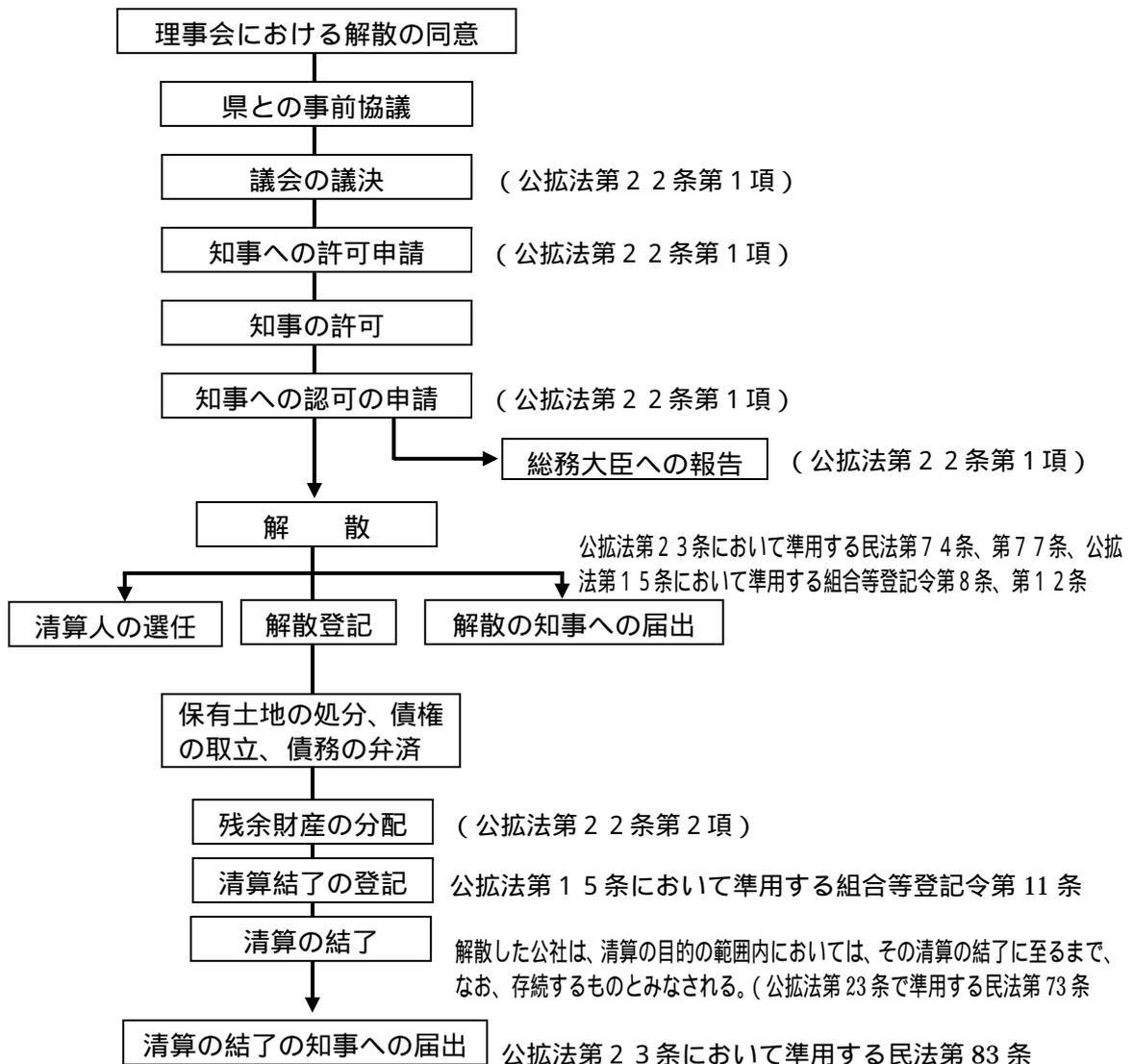
B町土地開発公社の解散に伴う残余財産の帰属先は、通常定款でB町になっていますが、清算終了時にはB町は合併によって消滅しているため、B町土地開発公社は、A町とB町が合併する前に速やかに定款変更を行って、残余財産の帰属先を新市にして、定

款変更の施行日を合併の日にします。B町土地開発公社は、公拡法第22条第1項の規定に基づき、A町とB町が合併する前に解散の手続きをし、解散日を合併の日の前日にします。

存続するA町土地開発公社の設立団体は、合併後新市のC市となるため、合併後速やかに、C市長の職務執行者は、公拡法第14条第2項の規定に基づき、A町土地開発公社をC市土地開発公社にします。

土地開発公社の解散に伴う清算の手続きは、公拡法第23条で民法の法人の清算に関する規定が準用されており、これに従って清算しますが、清算が終了する時には市町村合併が完了しています。そこで、清算人は、合併後の市町村長に財務諸表等を添えて清算終了届出を行うこととなります。さらに、普通地方公共団体が出資している法人に係る経営状況報告書の議会への提出（地方自治法第243条の3第2項）は、事務を継承した新市がその手続きに当たるということとなります。

【解散までの手続】



## 6 第3セクターの取扱い

公益法人は、民法の規定に基づき設立される法人で、人の集まりである社団法人、財産の集まりである財団法人の2種類があります。また、第3セクターとは、市町村が出資し商法の規定に基づき設立された株式会社、有限会社等の経営形態をとる法人のことをいいます。通常、公的、非営利的な特性を持つ自治体と利潤追求の特性を持つ民間企業とが共同出資して設立した経営組織体（会社）のことを呼んでいます。

市町村がこれら団体の資本金、基本金の2分の1以上を出資している場合には、地方自治法第244条の2第3項により公の施設の維持管理を委託することができます。また、資本金、基本金の4分の1以上を出資している場合には、地方自治法第199条第7項で監査委員の監査の対象団体になります。このように、地方自治法には出資団体に関する規定が数箇所あります。

合併に伴って、合併関係市町村が公益法人や株式会社などの第3セクターに出資している場合には、その出資者又は株主である地位は、地方自治法施行令第5条第1項の規定により、市町村の地域が新たに属することとなった合併市町村に引き継がれますが、株主の名義変更等が求められた場合は、合併市町村は速やかに所定の手続をとる必要があります。

また、役員については、充て職でない限り、自然人を委嘱しているため直接的な影響はないものの、実際には速やかな役員変更の手続が必要になる場合が多いと思われます。

市町村合併は、合併関係市町村が出資している第3セクターの統廃合に直ちにつながるものではありませんが、効果的・効率的な管理を図るうえで必要があると判断される場合には、第3セクターの統廃合を検討することも必要です。

## 関係する主な法令(抜粋)

### 地方自治法(昭和22年法律第67号)

#### [職務]

第199条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

～ 省略

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

～ 省略

#### (予算の執行に関する長の調査権等)

第221条 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者(補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。)又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

3 前2項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等そのために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

#### (財政状況の公表等)

第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年2回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の信託について、信託契約に定める計算期ごとに、当該信託に係る事務の処理状況を説明する政令で定める書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

#### (公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4～11項 省略

(協議会の設置)

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。
- 4 公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。
- 5 普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体は、当該計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。
- 6 普通地方公共団体の協議会は、必要があると認めるときは、関係のある公の機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(機関等の共同設置)

第252条の7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員、同条第3項に規定する附属機関、普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する吏員、書記その他の職員又は第174条第1項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

- 2 前項の規定による執行機関、附属機関若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。
- 3 第252条の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

(組合の種類及び設置)

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、次条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(規約等)

第287条 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 一部事務組合の名称
- 二 一部事務組合を組織する地方公共団体
- 三 一部事務組合の共同処理する事務
- 四 一部事務組合の事務所の位置
- 五 一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- 六 一部事務組合の執行機関の組織及び選任の方法
- 七 一部事務組合の経費の支弁の方法

(財産処分)

第289条 第286条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条、第288条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

## 地方自治法施行令(昭和22年5月3日号外政令第16号)

[廃置分合の場合の事務の承継並びに消滅団体の収支決算]

第5条 普通地方公共団体の廃置分合があつた場合においては、その地域が新たに属した

普通地方公共団体がその事務を承継する。その地域により承継の区分を定めることが困難であるときは、都道府県の廃置分合にあつては総務大臣、市町村の廃置分合にあつては都道府県知事は、事務の分界を定め、又は承継すべき普通地方公共団体を指定するものとする。

前項の場合において、消滅した地方公共団体の収支は、消滅の日を以てこれを打ち切り、当該地方公共団体の長又はその職務を代理し若しくは行う者であつた者がこれを決算する。

前項の規定による決算は、事務を承継した各普通地方公共団体の長においてこれを監査委員の審査に付し、その意見を附けて議会の認定に付さなければならない。

第2項の規定による決算は、その認定に関する議会の議決とともに、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に報告し、且つ、その要領を住民に公表しなければならない。

## 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

（一部事務組合等に関する特例）

第9条の2 市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関係市町村（以下この項において「編入をする市町村」という。）に編入される合併関係市町村のうち地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の一の地方公共団体（以下この項において「他の地方公共団体」という。）と一部事務組合又は広域連合（これらのうち当該編入をする市町村の加入していないものに限る。）を組織しているものがある場合においては、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができる。この場合においては、同法第286条第1項本文又は第291条の3第1項本文の規定の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 地方自治法第290条又は第291条の3第2項、第5項及び第6項並びに第291条の11並びに第293条第1項の規定は、前項の場合について準用する。

第9条の3 市町村の合併（当該市町村の合併によりすべての合併関係市町村の区域の全部が一の合併市町村の区域の全部となるものに限る。以下この条において同じ。）の日の前日において、当該市町村の合併に係るすべての合併関係市町村が地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の一の地方公共団体（以下この項において「他の地方公共団体」という。）と同一の一部事務組合又は広域連合を組織している場合においては、同法第286条第1項本文又は第291条の3第1項本文の規定にかかわらず、当該市町村の合併の日から当該一部事務組合又は当該広域連合の規約が変更される日（当該市町村の合併の日から起算して6月を経過する日までの間に当該規約の変更が行われない場合にあつては、当該6月を経過する日）までの間に限り、当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部

- 事務組合又は広域連合とみなし、当該一部事務組合又は当該広域連合は、当該合併市町村の区域における事務について、従前の例により行うものとする。 **追加 平 16 法 058**
- 2 前項の場合における議員の定数に関する一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する市町村について定められた議員の定数がすべての市町村について、同一の数である場合にあっては当該同一の数が、同一の数でない場合にあっては当該規約において合併関係市町村について定められた議員の定数を合算して得た数が、当該規約に当該合併市町村の議員の定数として定められているものとみなす。 **追加 平 16 法 058**
- 3 第 1 項の場合における経費の分賦金に関する一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織するすべての市町村が均等に経費を負担するものと定められている場合にあっては当該規約に当該合併市町村及び当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する合併関係市町村以外の市町村が均等に経費を負担するものと定められているものとみなし、その他の場合にあっては当該規約に当該規約において合併関係市町村について定められた経費の分賦金の額を合算して得た額が当該合併市町村の経費の分賦金の額として定められているものとみなす。 **追加 平 16 法 058**
- 4 前 3 項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
- 1 .前条第 1 項の規定により市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とする場合
  - 2 . 次条第 2 項の規定により通知を受けた日の翌日から起算して 30 日を経過する日（その日が市町村の合併の日以後の日である場合にあっては、当該市町村の合併の日の前日）又は市町村の合併の日から起算して 30 日前の日のうちいずれか遅い日まで当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体から当該一部事務組合の管理者（地方自治法第 2 8 7 条の 2 第 2 項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第 2 8 5 条の一部事務組合にあっては、理事会。次項及び次条において同じ。）又は当該広域連合の長に第 1 項の規定の適用について異議の申出があつた場合
  - 3 .市町村の合併の日前に地方自治法第 2 8 6 条第 1 項本文又は第 2 9 1 条の 3 第 1 項本文の規定により当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に係る当該一部事務組合又は当該広域連合の規約の変更であつて合併関係市町村に係るものが行われた場合
- 5 前項第 2 号の異議の申出があつた場合には、一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体（当該異議の申出をした地方公共団体を除く。）の長に通知しなければならない。 **追加 平 16 法 058**
- 6 第 2 項及び第 3 項に定めるもののほか、第 1 項の場合における一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用関係その他必要な事項は、政令で定める。 **追加 平 16 法 058**
- 第 9 条の 4 合併関係市町村の長は、地方自治法第 2 8 4 条第 2 項又は第 3 項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体（次項において「他の地方公共団体」という。）と一部事務組合又は広域連合を組織している場合において、市町村の合併について同法第 7 条第 1 項又は第 3 項の規定による申請を行つたときは、直ちに、その旨を当該一部事務組合の管理者又は当該広域連合の長に通知しなければならない。 **追加 平 16 法 058**
- 2 前項の規定により通知を受けた一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、

その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する他の地方公共団体の長に通知しなければならない。

追加 平 16 法 058

## 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年 6 月 15 日法律第 66 号）

### （設立）

第 10 条 地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。

2 地方公共団体は、土地開発公社を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び市町村が設立しようとする場合にあっては主務大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。

### （法人格）

第 11 条 前条の規定による土地開発公社は、法人とする。

### （名称）

第 12 条 土地開発公社は、その名称中に土地開発公社という文字を用いなければならない。

2 土地開発公社でない者は、その名称中に土地開発公社という文字を用いてはならない。

### （定款）

第 14 条 土地開発公社の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 設立団体
- 四 事務所の所在地
- 五 役員の定数、任期その他役員に関する事項
- 六 業務の範囲及びその執行に関する事項
- 七 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項
- 八 公告の方法
- 九 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

2 定款の変更（政令で定める事項に係るものを除く。）は、設立団体の議会の議決を経て第 10 条第 2 項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

### （登記）

第 15 条 土地開発公社は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3 土地開発公社は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(解散)

第22条 土地開発公社は、設立団体がその議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに、解散する。

2 土地開発公社は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、土地開発公社に出資した者に対し、これを定款の定めるところにより分配しなければならない。

(民法等の準用)

第23条 民法(明治29年法律第89号)第44条、第50条、第52条第2項、第53条から第55条まで、第59条、第73条から第76条まで、第77条(届出に関する部分に限る。)、第78条から第80条まで、第82条及び第83条並びに非訟事件手続法(明治31年法律第14号)第35条第2項及び第36条から第37条の2までの規定は、土地開発公社について準用する。

2 不動産登記法(明治32年法律第24号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、土地開発公社を地方公共団体とみなしてこれらの法令を準用する。

## 民法(明治29年4月27日号外法律第89号)

〔清算法人〕

第七十三条 解散シタル法人ハ清算ノ目的ノ範囲内ニ於テハ其清算ノ結了ニ至ルマテ尚ホ存続スルモノト看做ス

〔清算人〕

第七十四条 法人ハ解散シタルトキハ破産ノ場合ヲ除ク外理事其清算人ト為ル但定款若クハ寄附行為ニ別段ノ定アルトキ又ハ總會ニ於テ他人ヲ選任シタルトキハ此限ニ在ラス

〔解散の登記・主務官庁への届出〕

第七十七条 清算人ハ破産及び設立許可ノ取消ノ場合ヲ除ク外解散後主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、其他ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ其氏名、住所及ヒ解散ノ原因、年月日ノ登記ヲ為シ且ツ之ヲ主務官庁ニ届出ツルコトヲ要ス

清算中ニ就職シタル清算人ハ就職後主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、其他ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ其氏名、住所ノ登記ヲ為シ且ツ之ヲ主務官庁ニ届出ツルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ設立許可ノ取消ニ因ル解散ノ際ニ就職シタル清算人ニ之ヲ準用ス

〔主務官庁の権限の委任〕

第八十三条ノ二 本章ニ定メタル主務官庁ノ権限ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其全部又ハ一部ヲ国ニ所属スル行政庁ニ委任スルコトヲ得

## 【県内先進地事例】

### 砥部町・広田村合併協議会（H17.1.1 合併予定）

- 8．松山広域福祉施設事務組合及び伊予郡養護老人ホーム組合については、合併の前日をもって脱退し、新町において合併の日に参加する。

#### 【土地開発公社】

- 10．砥部町土地開発公社については、合併後定款変更を行い新町の土地開発公社とする。

#### 【第3セクター】

- 11．株式会社グリーンキーパー、有限会社広田村産業開発公社については、合併後定款変更を行い、新町の第三セクターとして引き継ぎ、経営改善に努める。
- 12．その他2町村の加入する一部事務組合等については、合併の前日に脱退し、合併の日に従前のとおり加入する。

### 大洲喜多合併協議会（H17.1.11 合併予定）

#### 【土地開発公社】

- 1 土地開発公社については、次のとおり取り扱うものとする。
- (1) 長浜町土地開発公社については、所有する財産を大洲市土地開発公社に譲渡し、合併の前日までに解散する。
- (2) 大洲市土地開発公社については、新市の土地開発公社として存続するものとする。
- 2 住宅協会については、次のとおり取り扱うものとする。
- (1) 財団法人肱川町住宅協会については、所有する財産を財団法人大洲住宅協会に譲渡し、合併の前日までに解散する。
- (2) 財団法人大洲住宅協会については、新市に引き継ぐものとする。

#### 【第3セクター】

- 第三セクターについては、現行のまま新市に引き継ぎ、より健全な経営に努めるものとする。

### 内子町・五十崎町・小田町合併協議会（H17.1.1 合併予定）

- 3 松山広域福祉施設事務組合及び松山地区広域市町村圏協議会については、合併の前日をもって当該組合から脱退するものとする。

#### 【土地開発公社】

喜多郡内陸部土地開発公社は、定款を変更し、新町において内子町土地開発公社として存続するものとする。

- ・ 小田町は、上浮穴4か町村の合併の前日までに上浮穴土地開発公社を脱退し、喜多郡内陸部土地開発公社へ加入するものとする。
- ・ 喜多郡内陸部土地開発公社への出資金は、3町同額とし、それぞれ150万円とするものとする。

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 6 年 8 月 1 2 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会  
会長 中 村 佑

記

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性の速やかな確立を図るため、各団体の実情を尊重しつつ、統合整備に努めるものとする。

- 1 設立の趣旨、活動等が共通している団体は、合併時に統合できるよう調整に努める。
- 2 設立の趣旨、活動等が共通しているが、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて調整に努める。
- 3 設立の趣旨、活動等が共通しているが、地域に密着しているなどのため調整が困難な団体、及び各市町に共通していない独自の目的を持った団体については、原則として現行のとおりとする。

平成 年 月 日確認

## 公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等とは、その市町村の区域内にある、農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会、商工会議所等の産業経済団体、青年団、婦人会等の文化事業団体等の公共的活動を営むすべての団体を含み、法人たると否とを問いません。

合併特例法第 1 6 条第 8 項では、いつまでも従来の市町村単位で各種の公共的団体等が存在することは合併市町村の一体性の早期確立のうえから好ましくないという観点から、市町村合併に際して、その区域内の公共的団体等は、その統合整備を図るよう努めなければならないとしています。

### 【 根拠法令等 】

#### 市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）

（国、都道府県等の協力等）

第 1 6 条〔省略〕

〔第 2 項～第 7 項 省略〕

- 8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

#### 行政実例（昭和 2 4 年 1 月 1 3 日）

公共的団体等とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字等の厚生社会事業団体、教育団体、青年団、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の文化事業スポーツ団体等、いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とは問わない。

## 【先進地事例】

### 西東京市（H13.1.21 合併）

公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

- 1 2市に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- 2 2市に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- 3 2市に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。

### 西条市、東予市、丹原町、小松町合併協議会（H16.11.1 合併予定）

公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性の速やかな確立を図るため、それぞれの団体の実情を尊重しつつ、統合整備に努めるものとする。

### 四国中央市（H16.4.1 合併）

公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性の速やかな確立を図るため、各団体の実情を尊重しつつ、統合整備に努めるものとする。

- 1 4市町村に共通している団体は、合併時に統合できるよう調整に努める。
- 2 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- 3 独自の目的を持った団体については、現行のとおりとする。

### 大洲喜多合併協議会（H17.1.11 合併予定）

公共的団体については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備を図るよう調整に努めるものとする。

- 1 共通の目的を有している団体は、できる限り合併時に統合整備できるよう調整に努め、統合整備に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- 2 独自の目的を有している団体は、原則として現行のとおりとする。
- 3 国、県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。

協議第 26 号

補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 16 年 8 月 12 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会  
会長 中 村 佑

記

補助金、交付金等の取扱いについて

3 市町の補助金等は、従来からの経緯、実績等に配慮しつつ、その必要性や内容を検討し調整するものとする。

- 1 同一又は同種の補助金等については、できるだけ早い機会に統一の方向で調整する。
- 2 独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、新市全体の均衡を保つように調整する。
- 3 整理統合できる補助金等については、統合・廃止の方向で調整する。

平成 年 月 日確認

## 補助金、交付金等の取扱いについて

市町村は、公益上必要がある場合、各種団体等に対して、それぞれの趣旨、目的に応じて補助金や交付金を交付する等の財政的支援を行っています。

合併に当たっては、従来からの経緯や実情を踏まえるとともに合併市町村の財政状況等に配慮しながら、その再検討を行い、合併市町村にとっての公益上の必要性を明確にした上で、そのあり方を検討しておくことが必要です。

一般的な取り扱いとしては、合併を機会に補助金又は補助制度を整理統合し、公益上の必要性を失ったもの又は目的を達したものは廃止し、必要がある場合についても、複数の合併関係市町村で同一又は同種の団体又は事業に対し補助している場合には補助金又は補助制度を統一し、合併関係市町村においてそれぞれの特殊事情により補助しているものについては、合併市町村全体との均衡を考えて調整するといったことが考えられます。

### 【 根拠法令等 】

#### 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）

（寄付又は補助）

第 2 3 2 条の 2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。

## 【県内先進地事例】

### 四国中央市（H16.4.1合併）

4市町村の補助金等は、従来からの経緯、実績等に配慮しつつ、その必要性や内容を検討し調整するものとする。なお、団体運営補助金については、

同一又は同種の団体の補助金については、できるだけ早い機会に当該団体の理解と協力を得て、統一の方向で検討する。

独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。

他の補助金等に整理統合できる補助金については、廃止する。

また、事業補助金については、

同一又は同種の制度については、できるだけ早い機会に統一化に向けて調整する。

独自の補助制度については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。

他の補助制度等に整理統合できる補助金については、廃止する。

### 西予市（H16.4.1合併）

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等を考慮し、公共的必要性・有効性・公平性の観点から次のとおり調整する。

- 1 同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する。
- 2 独自の補助金等については、従来からの活動実績を尊重し、補助金等の目的を明確化し、市域全体の均衡を保つように調整する。
- 3 整理統合できる補助金等については、統合するよう調整する。

### 西条市、東予市、丹原町、小松町合併協議会（H16.11.1合併予定）

補助金・交付金等（団体運営補助）については、従来からの経緯、実情等に配慮し、その公益性の観点から検討し、次のように調整するものとする。

- 1 2市2町で同一又は同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- 2 2市2町の中で、独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つよう調整する。
- 3 整理統合できる補助金等については、統合又は廃止の方向で調整する。

協議第 27 号

各種事務事業（人権関係）の取扱いについて

各種事務事業（人権関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 16 年 8 月 12 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会  
会長 中村 佑

記

各種事務事業（人権関係）の取扱いについて
1 人権・同和教育については、合併時に指針を策定する。 2 生活相談員については、中山町域にも設置する。 3 隣保館運営事業については、新市に広く展開していく。



平成 年 月 日確認

協議第 28 号

各種事務事業（保健関係）の取扱いについて

各種事務事業（保健関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 16 年 8 月 12 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会  
会長 中村 佑

記

各種事務事業（保健関係）の取扱いについて
1 健康づくり推進委員については、合併時に廃止し、新市においては、新たな組織を検討する。
2 各種検診・健康診査等については、合併時に調整する。
3 在宅当番医制事業については、合併時に伊予医師会と調整する。

平成 年 月 日確認

## 第8回伊予市・中山町・双海町合併協議会の日程について

### 開催日程

日 時：平成16年 8月26日(木) 14時00分から

場 所：双海町 町民会館 2階 大ホール

### 伊予市・中山町・双海町合併協議会会議開催状況

#### 〔開催実績〕

	開催市町	開催場所	開催日時
第1回	中山町	中山町農業総合センター	平成16年 4月 8日(木)15:30～
第2回	双海町	双海町町民会館	平成16年 5月13日(木)14:00～
第3回	伊予市	伊予市市民会館	平成16年 6月10日(木)14:00～
第4回	中山町	中山町農業総合センター	平成16年 6月30日(水) 9:30～
第5回	双海町	双海町町民会館	平成16年 7月 8日(木)14:00～
第6回	伊予市	伊予市市民会館	平成16年 7月22日(木) 9:30～
第7回	中山町	中山町農業総合センター	平成16年 8月12日(木)14:00～

#### 〔開催予定〕

	開催市町	開催場所	開催日時
第9回	伊予市	伊予市市民会館	平成16年 9月 9日(木)14:00～
第10回	中山町	中山町農業総合センター	平成16年 9月16日(木)14:00～
第11回	双海町	双海町町民会館	平成16年10月 7日(木)14:00～